平成２９年（フ）第２６８号
静岡県牧之原市静波3415番地１　リビエールカタセ101、旧住所静岡県牧之原市細江592番地２　シティーハイムセルボーン201
債務者　細田　舞子
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２２号
東京都町田市金森東１丁目28番３－402号
債務者　相沢　春江
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８３号
東京都青梅市長淵３丁目186番地の１エスペランサ平野303号
債務者　保坂　祐二
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４８号
東京都国分寺市東元町２丁目９番24号パティオ国分寺203
債務者　牧　　久子
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８１号
神奈川県藤沢市善行団地３番４－503号
債務者　北原十士郎
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９１号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目42番地の１ディアベルジュ湘南台４番館102
債務者　田平　一馬
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１４号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地16街区６棟401号
債務者　森山　友紀
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１５号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地16街区６棟401号
債務者　森山　　錬
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８６号
横浜市西区平沼２丁目３番16－1102号
債務者　尾崎　　佳
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５４号
横浜市港南区日野南２丁目21番３－403号
債務者　高杉　夏江
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５８号
横浜市磯子区久木町18番29号
債務者　程嶋　幸男
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５９号
横浜市中区本牧町１丁目127番地　ポート・ヴィラ本牧Ⅱ　208号室
債務者　伊藤　美奈
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２９号
東京都八王子市狭間町1880番地２ベルコリーヌ狭間105号
債務者　貞苅　　純
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２２０号
横浜市港北区日吉７丁目16番26－103号
債務者　篠原　英子
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２９号
横浜市神奈川区片倉４丁目11番３－102号
債務者　中上聡一郎
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７５号
東京都町田市本町田2348番地１公社住宅ホ11－201
債務者　早野　和行
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部